

NO&T U.S. Law Update 米国最新法律情報

2021年11月 No.64

米国輸出管理規制アップデート

～サイバーセキュリティ関連の輸出管理強化～

弁護士 塚本 宏達
弁護士 下村 祐光
弁護士 加藤 嘉孝

はじめに

2021年10月21日、米国商務省産業安全保障局（the U.S. Department of Commerce's Bureau of Industry and Security）（以下、「BIS」といいます。）は、サイバーセキュリティ関連ソフトウェア等の輸出管理を強化するために米国輸出管理規則（Export Administration Regulations）（以下、「EAR」といいます。）の改正を定めた暫定最終規則（interim final rule）を公表しました¹。暫定最終規則では、不正侵入するソフトウェア、インターネットプロトコルネットワークの通信監視に関するシステム等を含むサイバーセキュリティ品目（cybersecurity items）がEARの規制対象に追加されることになりました。暫定最終規則は45日間（2021年12月6日まで）パブリックコメントに付された後、90日後の2022年1月19日に効力が生じる予定です。

長年議論されてきたサイバーセキュリティに関する輸出管理強化を目的とした今回の暫定最終規則は、サイバーセキュリティに関連する日本企業の米国輸出管理のプラクティスに大きな影響があると思われるので、本ニュースレターでその概要を紹介します。

背景

通常兵器に関する国際的な枠組みであるワッセナー・アレンジメント（以下、「WA」といいます。）の2013年総会において、サイバーセキュリティに関する輸出管理の強化が合意されて以降、サイバーセキュリティに対する輸出管理の強化は国際的な課題となっており、WA2013年総会の合意に基づき、EUではサイバーセキュリティ技術に対する輸出管理強化が行われ、日本においても2019年の告示改正²によってサイバーセキュリティ業種を対内直接投資等における指定業種に指定する等の改正が行われていました。

他方で、米国では、BISが、2015年にWA2013年総会の合意に基づきサイバーセキュリティに関する輸出管理強化を目的としたEARの規則案を発表しましたが、特に不正侵入ソフトウェア（intrusion software）に関する項目について規制範囲が広範であるとの産業界等からの反発があり、米国議会は、WA2013年総会の合意内容を再交渉するよう米国政府に要請しました。2016年のWA総会では交渉は不調に終わりましたが、WA2017年総

¹ <https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/regulations-docs/federal-register-notices/federal-register-2021/2861-86-fr-58205-cybersecurity-items-10-21-21/file>

² 対内直接投資等に関する命令第三条第四項に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件の一部を改正する告示（令和元年5月 内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省 告示第1号）等

会において、サイバーセキュリティに関する規制対象範囲を大きく修正することが合意されました。WA2017 年総会後なおサイバーセキュリティ技術を管理することへの懸念は多く表明されていましたが、長年議論されてきたサイバーセキュリティ技術に対する輸出管理に関する暫定最終規則がついに公表されるに至りました。

暫定最終規制の概要

暫定最終規則において、ある製品が EAR の規制対象に該当し、その輸出、再輸出又は移転（みなし輸出・再輸出を含みます。）に BIS の許可が必要になるか否かを判断するにあたっては、以下の二段階で判断することになります。

- 1 当該製品が EAR の規制品目リスト (Commerce Control List) に記載されている品目に該当するか。
- 2 規制品目リストに記載されている品目に該当するとして、許可例外 ACE (Authorized Cybersecurity Exports) の適用があるか。

以下、各段階における概要を紹介します。

1 規制品目リストの該当性

暫定最終規則は、サイバーセキュリティ品目として以下の品目を規制品目リストに追加しています。

- ECCN³ 4A005 : 不正侵入ソフトウェア⁴の生成、コマンド及びコントロール又は配信のために特別に設計又は改変されたシステム、設備又はそれらのための構成部分
- ECCN 4D004 : 不正侵入ソフトウェアの生成、コマンド及びコントロール又は配信のために特別に設計又は改変されたソフトウェア
- ECCN 4D001a. : ECCN 4A005 によって規制された設備又は ECCN 4D004 によって規制されたソフトウェアの開発又は生産のために特別に設計又は改変されたソフトウェア
- ECCN 4E001⁵a. : ECCN 4A005 によって規制された設備又は ECCN 4D004 によって規制されたソフトウェアの開発生産又は使用のための技術
- 同 c. : 不正侵入ソフトウェアを開発するための技術

2 許可例外 ACE の適用

規制品目リストの検討を踏まえて、ある製品が上記品目に該当するとしても、暫定最終規則では広範な許可例外制度を設けています。すなわち、許可例外 ACE では、以下の場合を除くサイバーセキュリティ品目のみなし輸出を含む輸出、再輸出又は移転は、BIS の輸出許可なく行うことが認められています。

³ Export Control Classification Number (輸出規制品目分類番号) の略。

⁴ 「不正侵入ソフトウェア」とは、電子計算機又は電気通信回線に対応可能な機器（モバイル機器及びスマートメーターを含みます。）の監視ツールによる検出を回避し、防御手段を無効化するように、特別に設計又は改変されたソフトウェアであって、以下のいずれかの操作を実行するものを意味します。

- (1) 電子計算機又は電気通信回線に対応可能な機器からデータ又は情報の抽出を行うこと又はシステム若しくはユーザーデータの改変を行うこと
- (2) 外部からの命令を実行するためのプログラム又はプロセスの標準的な実行パスを改変すること

⁵ ECCN 4E001a.及び c.との関係では、脆弱性の開示 (vulnerability disclosure) 又はサイバーインシデントへの対応 (cyber incident response) を目的として、ECCN 4E001a.及び c.に記載の技術を交換する場合は適用がないとされています。

① 制裁対象国（キューバ、イラン、北朝鮮及びシリア）に対する輸出等

② エンドユーザー規制

- (a) 政府エンドユーザー（government end user）⁶に対する輸出等の規制：規制品目リストに添付されているカントリーグループのうち、D:1、D:2、D:3、D:4 又は D:5 に指定される国・地域に所在する政府エンドユーザーに対する輸出等は許可例外 ACE の適用対象外となります。

しかし、上記国・地域のうち、A:6 に指定されるキプロス、イスラエル及び台湾を仕向地とする以下のいずれかの輸出等は政府エンドユーザーの規制対象外（すなわち許可例外 ACE の適用あり）となります。

- (i) 優遇サイバーセキュリティエンドユーザー（favorable treatment cybersecurity end user）⁷によって所有又は運営される情報システムを含むサイバーインシデントに関連するデジタルアーティファクト（digital artifacts）⁸の輸出等や(ii)そのようなサイバーインシデントの調査又は訴追を目的とする警察又は司法機関への輸出等⁹
- (i) サイバーインシデントへの対応、(ii) 脆弱性開示又は(iii) サイバーインシデントの調査又は訴追を目的とする、これらの事象に対応するチームに対する輸出等

- (b) 非政府エンドユーザーに対する輸出等の規制：規制品目リストに添付されているカントリーグループのうち、D:1 又は D:5 に指定された国・地域に所在する非政府エンドユーザーに対して、脆弱性開示又はサイバーインシデントに対応すること以外を目的として行う一定の輸出等は許可例外 ACE の適用対象外となります。

なお、暫定最終規則では、上記規制に加えて、輸出者、再輸出者又は移転者が、輸出、再輸出又は移転の時に、サイバーセキュリティ品目が所有者等の許可なく情報又は情報システムの機密性、完全性又は可用性に影響を及ぼす目的で使用されることを認識等していた場合にも、許可例外 ACE の適用はないとされています。なお、BIS は「認識」について、実際に認識していたことや特定の実事を認識していたことを要求せず、該当する取引における事実・状況等から、上記目的で使用されることを認識していたか又は認識すべき事由があったかを広く解釈する可能性があることに留意する必要があります。

今後に向けて

上記のとおり、暫定最終規則の適用を判断するためには、複雑かつ専門的な判断が必要となり、自社のサイバーセキュリティに関する製品が EAR の規制品目リストに該当するか否か、該当するとして許可例外 ACE の適用があるか否かという検討には専門的な観点からの分析・検討が必要になると思われます。暫定最終規則の前文では、暫定最終規則の対象範囲は限定的であることから、その影響は最小限になるだろうと記載されていますが、暫定最終規則の上記内容に鑑みると、暫定最終規則がサイバーセキュリティに関するビジネスを展開している米国内外の企業に与える実務的影響は大きいと思われます。

上記のとおり、暫定最終規則はパブリックコメントを踏まえて、さらに修正がなされる余地がありますので、暫定最終規則の最終案が公表されるまで、引き続きその動向に注視する必要があります。

2021年11月19日

⁶ 政府機関のほか、政府機関によって運営される研究施設、政府機関のために行動する団体等を含みます。

⁷ 米子会社、金融機関、保険会社又は医療機関が含まれます。

⁸ ソフトウェアや技術等の、ある情報システムの使用若しくは危険化又はその他の効果に関する過去又は現在の活動を示す情報システム上で発見される品目を意味します。

⁹ (ii)の警察又は司法機関への輸出等の対象がデジタルアーティファクトに限られるかどうか明らかではないとの指摘もなされています。

[執筆者]

**塚本 宏達** (弁護士・パートナー)

hironobu_tsukamoto@noandt.com

1998年京都大学法学部卒業。2005年 The University of Chicago Law School 卒業(LL.M.)。2005年～2007年に Weil, Gotshal & Manges LLP (シリコンバレーオフィス) に勤務。2000年弁護士登録(第一東京弁護士会)、長島・大野・常松法律事務所入所。2015年より長島・大野・常松法律事務所ニューヨークオフィス(Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP) 共同代表。ニューヨークを拠点として、日系依頼者が米国において事業活動を行うことに関連して生じる様々な問題について、紛争対応を含めて継続的に助言をしている。

**下村 祐光** (弁護士・アソシエイト)

yuko_shimomura@noandt.com

2008年慶應義塾大学法学部法律学科中退(3年次修了後、法科大学院へ進学)。2011年慶應義塾大学法科大学院修了。2018年 New York University School of Law 卒業(LL.M.)。2012年長島・大野・常松法律事務所入所。2018年～2020年長島・大野・常松法律事務所ニューヨーク・オフィス(Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP) 勤務。2020年12月、長島・大野・常松法律事務所東京オフィスに復帰。入所以来、M&A、ファイナンス取引を中心とした案件に従事し、近時は輸出管理規制などの米中摩擦対応についてもアドバイスを提供している。

**加藤 嘉孝** (弁護士・アソシエイト)

yoshitaka_kato@noandt.com

2009年大阪大学法学部卒業。2011年京都大学法科大学院終了。2019年 University of Virginia School of Law 卒業(LL.M.)。2012年長島・大野・常松法律事務所入所。2019年より長島・大野・常松法律事務所ニューヨークオフィス(Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP) 勤務。入所以来、M&A、ファイナンス取引、租税法分野を中心とした案件に携わる。近時はニューヨークを拠点として、日本及び米国のクライアントに対して、クロスボーダー取引を含む企業法務全般に関するリーガルサービスを提供している。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

www.noandt.com

NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU NY LLP

450 Lexington Avenue, Suite 3700

New York, NY 10017, U.S.A.

Tel: +1-212-258-3333 (代表) Fax: +1-212-957-3939 (代表) Email: info-ny@noandt.com



Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP は、米国における紛争対応や日米間の国際取引について効率的な助言を行うことを目的に、長島・大野・常松法律事務所のニューヨーク・オフィスの事業主体として2010年9月1日に開設されました。米国の法務事情について精緻な情報収集を行いつつ、米国やその周辺地域で法律問題に直面する日本企業に対して、良質かつ効率的なサービスを提供しています。

長島・大野・常松 法律事務所

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー

Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、500名を超える弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ及び上海にオフィスを構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

NO&T U.S. Law Update ~米国最新法律情報~の配信登録を希望される場合には、https://www.noandt.com/newsletters/nl_us_law_update/よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、newsletter-us@noandt.comまでご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承いただけますようお願いいたします。